平成二十八年三月印刷
平成二十九年一月一部修正
平成二十九年八月一部修正

平成三十年六月一部修正
令和二年一月一部修正
令和六年十二月一部修正

熊谷市都市計画図

別府五丁目スマートタウン地区地区計画
ソシオ流通センター駅周辺地区地区計画
熊谷流通センター地区地区計画
熊谷駅東部地区地区計画
船木台地区地区計画
妻沼中央地区地区計画
熊谷駅南口地区地区計画
熊谷駅東口駅前地区地区計画
籠原駅南口地区地区計画
妻沼東地区地区計画
妻沼西部工業団地地区地区計画
事業地を表示する図面（1／20，000）
熊谷駅東地区
高度利用地区
3・4・18 御稜威ヶ原線
延長 L=226m
1：5,000
1：10,000
1：15,000
1：20,000

凡例				
表示	都市計画等の種類			
▭	行政区域			
▭	市街化区域			
	用途地域	建ぺい率（％）	容積率（％）	高さ制限
🟩	第一種低層住居専用地域	50	80	10m
▨			100	
🟩	第二種低層住居専用地域	50	100	10m
▨		60	150	12m
▨	第一種中高層住居専用地域	60	150	－
🟩			200	－
▨	第二種中高層住居専用地域	60	150	－
🟨			200	－
🟨	第一種住居地域	60	200	－
🟨	第二種住居地域	60	200	－
🟧	準住居地域	60	200	－
🟥	近隣商業地域	80	200	－
🟥	商業地域	80	400	－
🟧			600	－
🟪	準工業地域	60	200	－
🟦	工業地域	60	200	－
▨	工業専用地域	50	200	－
🟦		60	200	－
▨	防火地域			
▨	準防火地域			
▭	高度利用地区			
▭	駐車場整備地区			
→	都市計画道路			
▭	都市計画公園			
▭	都市計画緑地			
▭	都市計画に定められたその他の都市施設			
▭	土地区画整理事業区域			
▭	地区計画区域			
▭	建築協定締結地区（上段：容積率 下段左：建ぺい率 右：高さ制限）			

※生産緑地地区の指定状況は、熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。
※建築基準法第22条第1項による指定区域：市街化区域内の、防火地域及び準防火地域以外の区域

1:20,000 (1km=5cm)

500 0 500 1000m

特別用途地区【大規模集客施設制限地区】

対象範囲：準工業地域（全域）
内　　容：床面積1万m²を超える大規模集客施設の立地が制限されます。

凡例	
▭	高度利用地区

壁面の位置の制限（道路・広場境界線から2m以上後退）
壁面の位置の制限（鉄道敷・隣地境界線から0.5m以上後退）
建築物の容積率の最低限度：200%
建築物の建築面積の最低限度：200 m²

※1　この図面は都市計画の概略を示したものですので、詳細については熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。

※2　地形図は最新の情報を反映しておりませんので、ご注意ください。

株式会社パスコ調製

熊谷市

本市の許可を受けずに複製することを禁じます。